

令和5年度第1回

木更津市国民健康保険事業の運営に関する協議会

日時：令和5年5月18日(木) 午後4時00分

場所：木更津市役所朝日庁舎 会議室B

# 目 次

## 諮問事項 1

令和5年度木更津市国民健康保険税の税率等(案)について . . . . . 1

令和5年度税額検証 . . . . . 2

県内税率比較 . . . . . 3

## 諮問事項 2

木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定(案)について . . . . . 4

税率等(案)について(一覧表) . . . . . 5

税率等改定に伴う世帯別影響額一覧 . . . . . 6

参考図 . . . . . 7

新旧対照表 . . . . . 8

## 《参考資料》

① 4市国保特別会計予算状況表 . . . . . 14

② 4市国民健康保険税の税率改正状況 . . . . . 16

③ 調定額と繰入金の状況 . . . . . 17

④ 年度別給付額等一覧表 . . . . . 18

⑤ 国民健康保険税の税率等の改正状況 . . . . . 19

⑥ 課税所得金額及び課税総額の推移 . . . . . 20

## 諮問事項1

### 令和5年度木更津市国民健康保険税の税率等(案)について

#### 1 税率について

木更津市国民健康保険税の税率について、令和5年度は現状を維持するものとし、変更はしないものとしたい。

#### 2 理由

- (1)国民健康保険税で賄うべき令和5年度の国民健康保険事業納付金の納付に要する費用などについて、財政調整基金からの繰り入れにより減収分の補填を確保できる見込みであること。
- (2)新型コロナウイルス感染症や物価上昇による市民の経済的な影響が未だ大きいこと。

#### 3. その他

今後の国民健康保険税の税率のあり方についてこの協議会にお諮りし、令和5年度中に税率改定についての方向性を定める予定です。

#### 税率表 令和5年度(案)

区 分	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
所得割	所得金額の8.01%	所得金額の1.8%	所得金額の1.1%
資産割	平成30年度に廃止		
均等割	1人 20,000円	1人 10,000円	1人 10,000円
平等割	1世帯 24,000円	—	—
限度額	650,000円	※220,000	170,000円

※令和5年度より200,000円を220,000円に改正予定(6月議会)

## 令和5年度税額検証

令和5年度  
当初予算額  
(国保税現年課税分)

<b>予算額</b>
2,392,651,000 円

Ⓐ

5月2日現在データによる試算

令和5年5月2日現在のデータを用いて、本案の税率等により課税した場合の調定額（課税総額）を試算

調定額（課税総額）
2,521,237,000 円

前試算時から最終決算時では、3%程度の増があるものと予想

令和5年度決算時の  
見込調定額および見込税収額

<b>見込税収額</b>
収納率：千葉県推計 <sup>*1</sup>
2,297,195,000 円

Ⓐとの差 -3.99%

収納率が千葉県推計値の場合

<b>見込税収額</b>
収納率：収税見込 <sup>*2</sup>
2,380,319,000 円

Ⓐとの差 -0.52%

収納率が収税見込の場合

見込調定額
2,596,874,000 円

\*1 収納率：89.66%  
千葉県が各自治体の標準保険料率を算定するにあたり採用した令和5年度収納率。自治体ごとの国保税（一般分）の収納率の3か年平均値。

\*2 収税見込収納率

医療	一般	91.80%
	退職	
後期	一般	92.10%
	退職	
介護	一般	88.10%
	退職	

収税対策室が見込んだ当初予算収納率

令和4年度 国民健康保険料(税)率

保険者 番号	保険者名	保険料(税)率等											
		医療給付費分				後期高齢者支援金分				介護納付金分			
		所得割(%)	資産割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	資産割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	資産割(%)	均等割(円)	平等割(円)
1	千葉市	6.71	—	19,920	24,000	2.66	—	7,680	9,240	2.32	—	10,560	8,040
2	銚子市	6.80	—	24,000	29,000	2.20	—	11,000	—	2.40	—	19,000	—
3	市川市	7.30	—	12,000	20,400	1.45	—	6,800	—	1.50	—	10,800	—
4	船橋市	6.50	—	32,360	—	2.63	—	8,590	—	1.20	—	9,610	—
5	館山市	6.21	—	17,400	21,000	2.41	—	13,200	—	1.83	—	13,800	—
6	木更津市	8.01	—	20,000	24,000	1.80	—	10,000	—	1.10	—	10,000	—
7	松戸市	7.52	—	19,500	18,000	2.24	—	8,000	—	1.61	—	12,900	—
8	野田市	5.55	—	8,400	24,600	2.82	—	11,600	—	2.36	—	12,600	—
9	香取市	6.60	—	20,000	24,000	2.30	—	10,000	—	1.90	—	14,000	—
10	茂原市	7.30	—	20,000	20,000	2.70	—	10,000	—	2.10	—	16,000	—
11	成田市	6.30	—	19,800	17,000	1.73	—	7,000	—	1.68	—	15,000	—
12	佐倉市	6.30	—	21,000	28,000	2.00	—	5,000	—	1.20	—	11,000	—
13	東金市	6.80	—	18,000	26,000	2.70	—	13,000	—	1.90	—	12,000	—
14	匝瑳市	6.50	—	20,000	25,000	2.50	—	12,500	—	1.30	—	12,500	—
15	旭市	6.60	—	21,000	26,000	2.30	—	12,000	—	1.70	—	14,000	—
16	習志野市	7.00	—	21,700	12,500	2.30	—	12,500	—	2.40	—	15,500	—
17	柏市	6.23	—	24,720	12,240	2.35	—	11,880	—	1.97	—	14,760	—
18	勝浦市	6.90	—	22,200	18,000	2.50	—	7,900	8,000	1.90	—	7,000	4,900
19	市原市	6.76	—	20,800	24,900	2.25	—	12,000	—	2.23	—	13,900	—
20	流山市	7.30	—	19,200	15,600	2.20	—	5,500	—	1.60	—	12,600	—
21	八千代市	5.97	—	27,100	26,300	2.16	—	8,800	8,600	2.11	—	16,600	—
22	我孫子市	7.25	—	18,000	18,600	2.75	—	6,200	—	1.75	—	15,200	—
23	鴨川市	7.00	—	22,200	27,000	2.30	—	11,400	—	2.00	—	13,800	—
24	鎌ヶ谷市	7.20	—	15,600	21,600	2.15	—	9,000	—	1.48	—	13,000	—
25	君津市	7.30	—	20,000	24,000	1.80	—	10,000	—	1.80	—	9,900	—
26	富津市	6.60	—	36,000	—	2.20	—	8,000	—	2.00	—	8,000	—
27	浦安市	6.66	—	17,400	24,400	2.13	—	12,000	—	1.45	—	13,200	—
28	四街道市	7.17	—	17,000	19,600	1.89	—	17,500	—	1.87	—	16,200	—
29	酒々井町	5.60	—	23,000	31,200	2.70	—	6,400	—	1.40	—	13,000	—
30	八街市	7.50	—	23,000	32,000	2.00	—	10,000	—	1.50	—	12,000	—
31	富里市	6.80	—	18,500	30,000	1.70	—	7,000	—	1.50	—	12,000	—
32	白井市	7.03	—	26,300	30,300	2.10	—	4,300	—	1.42	—	11,400	—
33	印西市	6.90	—	23,500	28,000	2.00	—	9,000	—	1.80	—	13,000	—
34	栄町	7.10	—	25,000	27,000	1.60	—	6,000	—	1.50	—	12,000	—
35	一宮町	7.50	—	21,000	20,000	2.90	—	10,000	—	2.10	—	14,000	—
36	睦沢町	7.00	—	22,000	20,000	2.50	—	10,000	—	1.80	—	12,000	—
37	長生村	7.45	—	18,000	20,000	2.60	—	10,600	—	2.00	—	12,000	—
38	白子町	7.70	—	20,000	20,000	2.90	—	9,000	—	2.40	—	13,000	—
39	長柄町	7.40	—	25,000	20,000	2.60	—	12,000	—	2.00	—	11,000	—
40	長南町	7.90	—	24,000	22,000	2.80	—	13,000	—	2.30	—	12,000	—
41	大網白里市	6.92	—	22,200	21,900	2.60	—	14,500	—	2.90	—	19,100	—
42	九十九里町	5.90	—	19,000	19,000	2.40	—	11,000	—	1.90	—	13,000	—
43	芝山町	7.10	—	19,800	20,300	2.80	—	11,900	—	2.60	—	11,100	—
44	神崎町	7.00	—	22,000	22,000	2.40	—	10,000	—	1.80	—	14,000	—
45	多古町	7.20	—	18,000	25,000	2.40	—	12,000	—	1.70	—	15,000	—
46	東庄町	7.00	—	17,000	30,000	1.50	—	11,000	—	1.00	—	15,000	—
47	袖ヶ浦市	6.90	—	18,000	22,000	1.95	—	10,500	—	1.60	—	12,500	—
48	大多喜町	6.80	—	22,000	21,000	2.20	—	8,400	—	2.10	—	8,700	—
49	御宿町	5.60	—	17,000	20,000	2.40	—	9,000	8,000	1.50	—	8,000	5,000
50	南房総市	6.10	—	19,200	20,400	2.12	—	11,400	—	1.67	—	11,400	—
51	鋸南町	5.37	—	21,700	14,600	2.70	—	15,300	—	1.90	—	12,200	—
52	いすみ市	6.20	—	23,000	19,000	2.50	—	13,000	—	2.20	—	15,000	—
53	山武市	6.29	—	20,700	21,500	2.52	—	13,100	—	2.02	—	15,000	—
54	横芝光町	6.40	—	22,000	23,000	2.10	—	12,000	—	1.70	—	13,000	—

木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定(案)について

1 改正の理由

地方税法施行令等の一部を改正する政令(令和5年政令第132号)等の施行に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

- ①後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を、現行の20万円から22万円に改正する。
- ②5割軽減世帯となる判定所得の基準を、現行の一人あたり28万5千円から29万円に改正する。
- ③2割軽減世帯となる判定所得の基準を、現行の一人あたり52万円から53万5千円に改正する。

3 施行期日

公布の日から施行する。

諮問事項2 令和5年度木更津市国民健康保険税の税率等（案）について

【税率】

令和4年度税率

区分		医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
応能割	所得割	所得金額の 8.01 %	所得金額の 1.8 %	所得金額の 1.1 %
	資産割	平成30年度に廃止		
応益割	均等割	1人 20,000 円	1人 10,000 円	1人 10,000 円
	平等割	1世帯 24,000 円	—	—
限度額		650,000 円	200,000 円	170,000 円

応能割（所得割＋資産割）：被保険者の保険税負担能力に応じて賦課  
 応益割（均等割＋平等割）：受益に応じて等しく賦課

令和5年度税率(案)

区分		医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
応能割	所得割	所得金額の 8.01 %	所得金額の 1.8 %	所得金額の 1.1 %
	資産割	平成30年度に廃止		
応益割	均等割	1人 20,000 円	1人 10,000 円	1人 10,000 円
	平等割	1世帯 24,000 円	—	—
限度額		650,000 円	<u>220,000 円</u>	170,000 円

【軽減判定所得】

令和4年度

軽減割合	軽減判定所得額	被保険者数別計算例	
		1人	4人※2
7割	430,000円 +100,000円×(給与所得者等の数－1) 以下	430,000円	730,000円
5割	430,000円 + (285,000円 × 被保険者数※1) +100,000円×(給与所得者等の数－1) 以下	715,000円	1,870,000円
2割	430,000円 + (520,000円 × 被保険者数) +100,000円×(給与所得者等の数－1) 以下	950,000円	2,810,000円

※1 被保険者数：被保険者、擬制世帯主を含む世帯主、特定同一世帯所属者の合計数

※2 世帯全員が給与所得者または年金所得者の場合の計算例

令和5年度

軽減割合	軽減判定所得額	被保険者数別計算例	
		1人	4人※2
7割	430,000円 +100,000円×(給与所得者等の数－1) 以下	430,000円	730,000円
5割	430,000円 + ( <u>290,000円</u> × 被保険者数※1) +100,000円×(給与所得者等の数－1) 以下	720,000円	1,890,000円
2割	430,000円 + ( <u>535,000円</u> × 被保険者数) +100,000円×(給与所得者等の数－1) 以下	965,000円	2,870,000円

税率等改定に伴う世帯別影響額一覧

改定案	所得割	均等割	平等割	限度額	世帯	1人世帯								4人世帯								
						1	1	1	1	1	1	1	1	4	4	4	4	4	4	4	4	
						0	3,000,000	5,000,000	7,000,000	9,000,000	11,000,000	13,000,000	15,000,000	0	3,000,000	5,000,000	7,000,000	9,000,000	11,000,000	13,000,000	15,000,000	
	(円)	(円)	(円)	所得額	0	300万	500万	700万	900万	1100万	1300万	1500万	0	300万	500万	700万	900万	1100万	1300万	1500万		
R4年度税率	医療分	8.01%	20,000	24,000	650,000	医療分	13,200	249,800	410,000	570,200	650,000	650,000	650,000	650,000	31,200	309,800	470,000	630,200	650,000	650,000	650,000	650,000
	後期分	1.80%	10,000		200,000	後期分	3,000	56,200	92,200	128,200	164,200	200,000	200,000	200,000	12,000	86,200	122,200	158,200	194,200	200,000	200,000	200,000
	介護分	1.10%	10,000		170,000	介護分	3,000	38,200	60,200	82,200	104,200	126,200	148,200	170,000	12,000	68,200	90,200	112,200	134,200	156,200	170,000	170,000
	合計	10.91%	40,000	24,000	1,020,000	合計	19,200	344,200	562,400	780,600	918,400	976,200	998,200	1,020,000	55,200	464,200	682,400	900,600	978,400	1,006,200	1,020,000	1,020,000
	限度額に達する所得金額					医療分	約 800万円								約 725万円							
					後期分	約 1,099万円								約 932万円								
					介護分	約 1,498万円								約 1,225万円								
改正案	医療分	8.01%	20,000	24,000	650,000	医療分	13,200	249,800	410,000	570,200	650,000	650,000	650,000	650,000	31,200	309,800	470,000	630,200	650,000	650,000	650,000	650,000
	後期分	1.80%	10,000		220,000	後期分	3,000	56,200	92,200	128,200	164,200	200,000	220,000	220,000	12,000	86,200	122,200	158,200	194,200	220,000	220,000	220,000
	介護分	1.10%	10,000		170,000	介護分	3,000	38,200	60,200	82,200	104,200	126,200	148,200	170,000	12,000	68,200	90,200	112,200	134,200	156,200	170,000	170,000
	合計	10.91%	40,000	24,000	1,040,000	合計	19,200	344,200	562,400	780,600	918,400	976,400	1,018,200	1,040,000	55,200	464,200	682,400	900,600	978,400	1,026,200	1,040,000	1,040,000
	限度額に達する所得金額					医療分	約 800万円								約 725万円							
					後期分	約 1,210万円								約 1,043万円								
					介護分	約 1,498万円								約 1,225万円								
					差額	0	0	0	0	0	200	20,000	20,000	20,000	0	0	0	0	0	20,000	20,000	20,000

【課税限度額に達する所得目安（後期支援金分）】

※ 給与収入を有する単身世帯の場合  
 令和4年度（現行）……1,099万円  
 令和5年度（改正後）…1,210万円

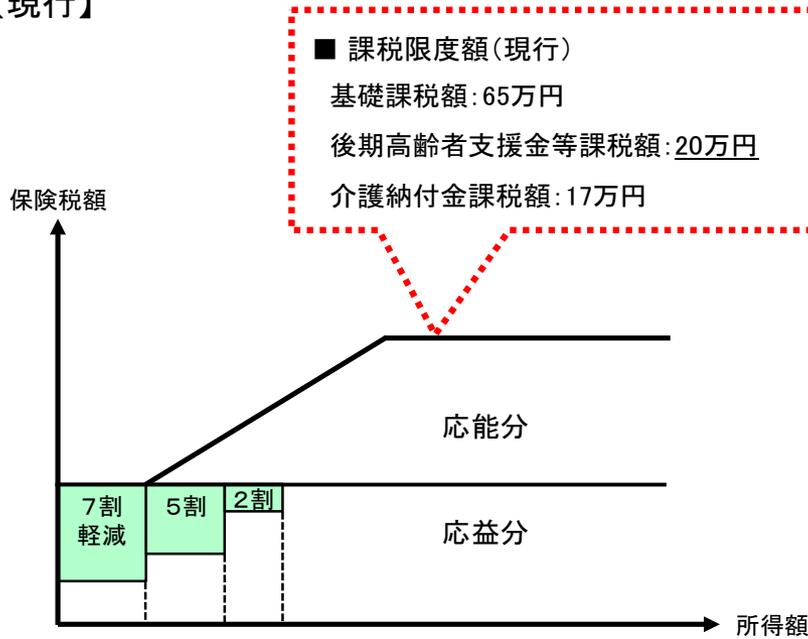
【課税限度額に達する所得目安（後期支援金分）】

※ 4人世帯で1人だけ給与収入がある場合  
 令和4年度（現行）……932万円  
 令和5年度（改正後）…1,043万円

# 課税限度額の引上げ及び軽減判定所得の見直し

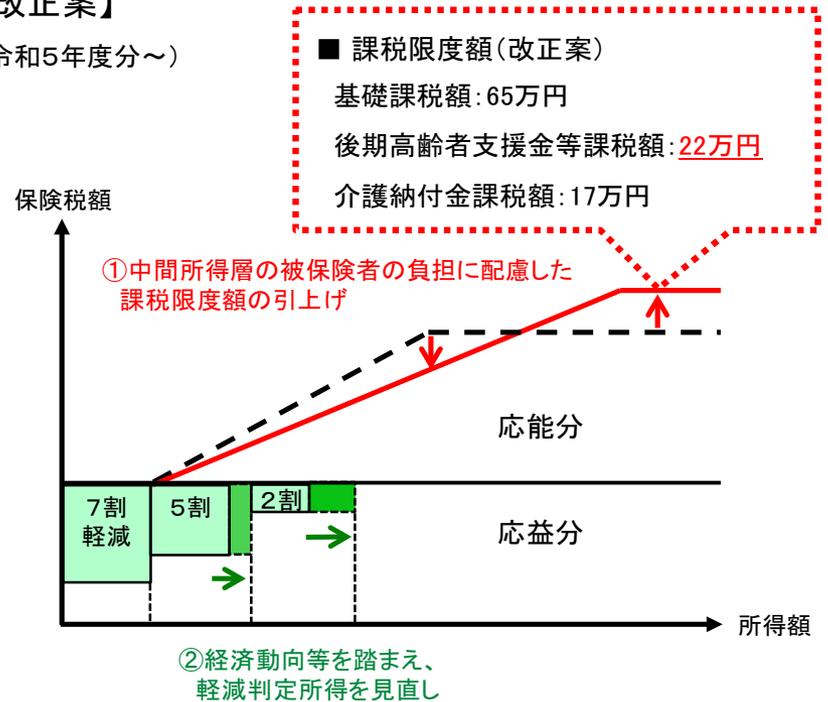
令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について、①課税限度額の引上げ及び②5割軽減・2割軽減の基準額見直しを行う。

## 【現行】



## 【改正案】

(令和5年度分～)



### ■ 軽減判定所得(現行)

7割軽減基準額 = 基礎控除額(43万円) + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)

### 5割軽減基準額

= 基礎控除額(43万円) + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)  
 + 28.5万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)

### 2割軽減基準額

= 基礎控除額(43万円) + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)  
 + 52万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)

### ■ 軽減判定所得(改正案)

7割軽減基準額 = 基礎控除額(43万円) + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)

### 5割軽減基準額

= 基礎控除額(43万円) + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)  
 + 29万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)

### 2割軽減基準額

= 基礎控除額(43万円) + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)  
 + 53.5万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)

新旧対照表

○議案第 号 木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>木更津市国民健康保険税条例</p> <p style="text-align: right;">昭和50年6月28日 条例第28号</p> <p>(課税額)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（第1条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>22万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u>とする。</p> <p>4 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>22万円</u>を超える場合には、<u>22万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>29万</u>円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～エ 略</p>	<p>木更津市国民健康保険税条例</p> <p style="text-align: right;">昭和50年6月28日 条例第28号</p> <p>(課税額)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（第1条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>20万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。</p> <p>4 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>20万円</u>を超える場合には、<u>20万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>28万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～エ 略</p>

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～エ 略

## 2 略

（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2第1項において同じ。）である場合における第4条及び前条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）及び」とする。

（特例対象被保険者等に係る申告）

第24条の2 略

2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）の提示を求められた場合には、これらを提示し、又はその写しを提出しなければならない。

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～エ 略

## 2 略

（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2第1項において同じ。）である場合における第4条及び前条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）及び」とする。

（特例対象被保険者等に係る申告）

第24条の2 略

2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類の提示を求められた場合には、これらを提示し、又はその写しを提出しなければならない。

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 3 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得（次項から附則第7項までにおいて「公的年金等所得」という。）について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。次項から附則第7項までにおいて「特定公的年金等控除額」という。）の控除を受けた場合における第23条\_\_\_\_\_の規定の適用については、同条第1項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から15万円、を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第4条、第8条、第10条及び第23条の\_\_\_\_\_規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第4条、第8条、第10条及び第23条の\_\_\_\_\_規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 3 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得（次項から附則第7項までにおいて「公的年金等所得」という。）について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。次項から附則第7項までにおいて「特定公的年金等控除額」という。）の控除を受けた場合における第23条第1項の規定の適用については、同項\_\_\_\_\_中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第4条、第8条、第10条及び第23条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第4条、第8条、第10条及び第23条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額

並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第8条、第10条及び第23条の 規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第8条、第10条及び第23条の 規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は

並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第8条、第10条及び第23条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第8条、第10条及び第23条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は

法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第4条、第8条、第10条及び第23条の \_\_\_\_\_ 規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第4条、第8条、第10条及び第23条の \_\_\_\_\_ 規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配

法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第4条、第8条、第10条及び第23条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第4条、第8条、第10条及び第23条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配

当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第8条、第10条及び第23条の 規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

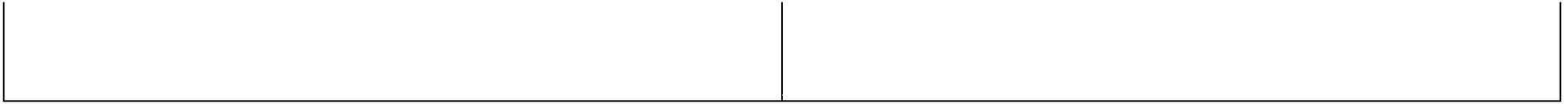
（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第8条、第10条及び第23条の 規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第8条、第10条及び第23条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第8条、第10条及び第23条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。



① 4市国保特別会計予算状況表（令和5年2月調査時点）

市名		木更津市				君津市				富津市				袖ヶ浦市			
項目		項番	令和5年度	令和4年度	増減	令和5年度	令和4年度	増減	令和5年度	令和4年度	増減	令和5年度	令和4年度	増減			
加入状況	世帯数	1	16,469世帯	17,230世帯	-761世帯	11,586世帯	11,707世帯	-121世帯	5,837世帯	6,295世帯	-458世帯	8,491世帯	8,538世帯	-47世帯			
	一般	医療・後期	2	26,331人	25,925人	406人	17,206人	17,612人	-406人	9,125人	10,179人	-1,054人	12,478人	13,098人	-620人		
		介護	3	8,174人	8,184人	-10人	5,011人	5,012人	-1人	2,975人	3,062人	-87人	3,788人	3,831人	-43人		
	退職	医療・後期	4	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人		
		介護	5	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人		
	計	6	26,331人	25,925人	406人	17,206人	17,612人	-406人	9,125人	10,179人	-1,054人	12,478人	13,098人	-620人			
繰入金等の状況	保険基盤安定	7	583,576千円	582,160千円	1,416千円	376,088千円	366,244千円	9,844千円	245,620千円	221,371千円	24,249千円	252,123千円	249,387千円	2,736千円			
	未就学児均等割保険税	8	5,095千円	7,757千円	-2,662千円	2,725千円	3,076千円	-351千円	2,010千円	2,007千円	3千円	2,091千円	0千円	2,091千円			
	職員給与費等	9	216,908千円	221,620千円	-4,712千円	260,906千円	209,343千円	51,563千円	174,196千円	178,025千円	-3,829千円	121,683千円	119,026千円	2,657千円			
	出産育児一時金	10	30,000千円	25,200千円	4,800千円	16,000千円	13,720千円	2,280千円	5,334千円	5,600千円	-266千円	13,333千円	11,200千円	2,133千円			
	財政安定化	11	38,779千円	39,731千円	-952千円	29,029千円	31,029千円	-2,000千円	19,790千円	25,150千円	-5,360千円	19,470千円	21,054千円	-1,584千円			
	その他	12	0千円	0千円	0千円	51,932千円	63,359千円	-11,427千円	0千円	0千円	0千円	0千円	23,905千円	60,774千円	-36,869千円		
	うち税補填	13	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	25,000千円	-25,000千円			
	計	14	874,358千円	876,468千円	-2,110千円	736,680千円	686,771千円	49,909千円	446,950千円	432,153千円	14,797千円	432,605千円	461,441千円	-28,836千円			
	基金繰入金	15	236,573千円	7,978千円	228,595千円	50,000千円	0千円	50,000千円	141,302千円	189,000千円	-47,698千円	206,995千円	176,982千円	30,013千円			
	その他繰入金	16	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円			
	繰入金合計	17	1,110,931千円	884,446千円	226,485千円	786,680千円	686,771千円	99,909千円	588,252千円	621,153千円	-32,901千円	639,600千円	638,423千円	1,177千円			
	歳入・歳出予算額	18	12,440,000千円	12,440,000千円	0千円	9,247,000千円	8,528,000千円	719,000千円	5,675,000千円	5,714,000千円	-39,000千円	6,203,000千円	6,248,000千円	-45,000千円			
	一人当たり	一般	18	277,062円	281,813円	-4,751円	320,276円	285,586円	34,685円	375,014円	344,336円	30,678円	293,242円	285,031円	8,211円		
		療養	19	0円	10,000円	-10,000円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円		
給付費	計	20	277,062円	281,813円	-4,751円	320,276円	285,592円	34,684円	375,014円	344,336円	30,678円	293,242円	285,035円	8,207円			
その他の保険給付費	出産育児一時金	21	50万円	42万円	8万円	50万円	42万円	8万円	50万円	42万円	8万円	50万円	42万円	8万円			
	葬祭費	22	5万円	5万円	0万円	5万円	5万円	0万円	5万円	5万円	0万円	5万円	5万円	0万円			
事業費等納付金	医療	一般	23	2,314,873千円	2,273,594千円	41,279千円	1,610,459千円	1,530,135千円	80,324千円	931,861千円	905,000千円	26,861千円	1,155,556千円	1,148,442千円	7,114千円		
		退職	24	2,435千円	0千円	2,435千円	1,423千円	2,578千円	-1,155千円	1,196千円	1,500千円	-304千円	0千円	0千円	0千円		
	後期	一般	25	915,891千円	825,696千円	90,195千円	517,307千円	477,731千円	39,576千円	325,323千円	300,000千円	25,323千円	445,280千円	405,799千円	39,481千円		
		退職	26	0千円	0千円	0千円	113千円	145千円	-32千円	100千円	1,000千円	-900千円	0千円	0千円	0千円		
	介護	一般・退職	27	311,677千円	336,361千円	-24,684千円	170,925千円	169,109千円	1,816千円	110,928千円	124,000千円	-13,072千円	140,397千円	152,917千円	-12,520千円		
	合計	28	3,544,876千円	3,435,651千円	109,225千円	2,300,227千円	2,179,698千円	120,529千円	1,369,408千円	1,331,500千円	37,908千円	1,741,233千円	1,707,158千円	34,075千円			

① 4市国保特別会計予算状況表（令和5年2月調査時点）

市名		木更津市				君津市				富津市				袖ヶ浦市			
項	目	項番	令和5年度	令和4年度	増減	令和5年度	令和4年度	増減	令和5年度	令和4年度	増減	令和5年度	令和4年度	増減			
加入状況	被保数	世帯数	1	16,469世帯	17,230世帯	-761世帯	11,586世帯	11,707世帯	-121世帯	5,837世帯	6,295世帯	-458世帯	8,491世帯	8,538世帯	-47世帯		
		一般	医療・後期	2	26,331人	25,925人	406人	17,206人	17,612人	-406人	9,125人	10,179人	-1,054人	12,478人	13,098人	-620人	
			介護	3	8,174人	8,184人	-10人	5,011人	5,012人	-1人	2,975人	3,062人	-87人	3,788人	3,831人	-43人	
		退職	医療・後期	4	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
			介護	5	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
		計	6	26,331人	25,925人	406人	17,206人	17,612人	-406人	9,125人	10,179人	-1,054人	12,478人	13,098人	-620人		
国民健康保険料(税)の状況	調定額	一般	医療	29	1,972,571千円	2,076,464千円	-103,893千円	1,292,830千円	1,243,994千円	48,836千円	626,019千円	662,002千円	-35,983千円	881,151千円	853,854千円	27,297千円	
			後期	30	497,258千円	518,048千円	-20,790千円	335,958千円	324,329千円	11,629千円	213,917千円	192,307千円	21,610千円	261,680千円	244,252千円	17,428千円	
			介護	31	140,587千円	133,817千円	6,770千円	109,713千円	98,912千円	10,801千円	73,433千円	63,801千円	9,632千円	82,952千円	73,509千円	9,443千円	
			小計	32	2,610,416千円	2,728,329千円	-117,913千円	1,738,501千円	1,667,235千円	71,266千円	913,369千円	918,110千円	-4,741千円	1,225,783千円	1,171,615千円	54,168千円	
		退職	医療	33	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
			後期	34	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
			介護	35	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
			小計	36	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
		一般+退職	医療	37	1,972,571千円	2,076,464千円	-103,893千円	1,292,830千円	1,243,994千円	48,836千円	626,019千円	662,002千円	-35,983千円	881,151千円	853,854千円	27,297千円	
			後期	38	497,258千円	518,048千円	-20,790千円	335,958千円	324,329千円	11,629千円	213,917千円	192,307千円	21,610千円	261,680千円	244,252千円	17,428千円	
			介護	39	140,587千円	133,817千円	6,770千円	109,713千円	98,912千円	10,801千円	73,433千円	63,801千円	9,632千円	82,952千円	73,509千円	9,443千円	
			計	40	2,610,416千円	2,728,329千円	-117,913千円	1,738,501千円	1,667,235千円	71,266千円	913,369千円	918,110千円	-4,741千円	1,225,783千円	1,171,615千円	54,168千円	
	一人当たり調定額	一般	7月本算定時	41													
			医療	42	74,914円	80,095円	-5,181円	75,138円	70,633円	4,505円	68,605円	65,036円	3,569円	70,616円	65,190円	5,426円	
			後期	43	18,885円	19,983円	-1,098円	19,526円	18,415円	1,111円	23,443円	18,893円	4,550円	20,971円	18,648円	2,323円	
			介護	44	17,199円	16,351円	848円	21,894円	19,735円	2,159円	24,683円	20,836円	3,847円	21,899円	19,188円	2,711円	
		退職	小計	45	99,139円	105,239円	-6,100円	101,040円	94,665円	6,375円	100,095円	90,196円	9,899円	98,236円	89,450円	8,786円	
			医療	46	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
			後期	47	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
			介護	48	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
	小計	49	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円			
	一般+退職	医療	50	74,914円	80,095円	-5,181円	75,138円	70,633円	4,505円	68,605円	65,036円	3,569円	70,616円	65,190円	5,426円		
後期		51	18,885円	19,983円	-1,098円	19,526円	18,415円	1,111円	23,443円	18,893円	4,550円	20,971円	18,648円	2,323円			
介護		52	17,199円	16,351円	848円	21,894円	19,735円	2,159円	24,683円	20,836円	3,847円	21,899円	19,188円	2,711円			
計		53	99,139円	105,239円	-6,100円	101,040円	94,665円	6,375円	100,095円	90,196円	9,899円	98,236円	89,450円	8,786円			
一世帯当たり	一般+退職	医療	54	119,775円	120,514円	-739円	111,586円	106,261円	5,325円	107,250円	105,163円	2,087円	103,775円	100,006円	3,769円		
		後期	55	30,194円	30,067円	127円	28,997円	27,704円	1,293円	36,648円	30,549円	6,099円	30,819円	28,608円	2,211円		
		介護	56	8,536円	7,767円	769円	9,469円	8,449円	1,020円	12,581円	10,135円	2,446円	9,769円	8,610円	1,159円		
		計	57	158,505円	158,348円	157円	150,052円	142,414円	7,638円	156,479円	145,847円	10,632円	144,363円	137,224円	7,139円		

## ② 4市国民健康保険税の税率改正状況

		木更津市				君津市				富津市				袖ヶ浦市			
		2020 (R02)	2021 (R03)	2022 (R04)	2023 (R05)												
医療分	所得割	8.01%	8.01%	8.01%	8.01%	7.30%	7.30%	7.30%	7.30%	6.60%	6.60%	6.60%	6.60%	6.40%	6.40%	6.40%	6.90%
	資産割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	均等割	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	36,000	36,000	36,000	36,000	18,000	18,000	18,000	18,000
	平等割	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	—	—	—	—	22,000	22,000	22,000	22,000
後期分	所得割	1.80%	1.80%	1.80%	1.80%	1.80%	1.80%	1.80%	1.80%	2.20%	2.20%	2.20%	2.20%	1.70%	1.70%	1.70%	1.95%
	資産割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	均等割	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	8,000	8,000	8,000	8,000	10,500	10,500	10,500	10,500
	平等割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
介護分	所得割	1.10%	1.10%	1.10%	1.10%	1.80%	1.80%	1.80%	1.80%	2.00%	2.00%	2.00%	2.00%	1.20%	1.20%	1.20%	1.60%
	資産割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	均等割	10,000	10,000	10,000	10,000	9,900	9,900	9,900	9,900	8,000	8,000	8,000	8,000	12,500	12,500	12,500	12,500
	平等割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

### ③ 調定額と繰入金の状況

年度	区分	年間平均世帯数	年間平均被保数	調定額（基礎）			繰入金												
				現年課税調定額	1世帯当り調定額	1人当り調定額	一般会計繰入金			財政調整基金繰入金			計			一般財源化に伴う繰入金			
							繰入額	1世帯当り	1人当り	繰入額	1世帯当り	1人当り	繰入額	1世帯当り	1人当り	職員給与等	出産育児諸費	財政安定化支援事業	計
千円	円	円	千円	円	円	千円	円	円	千円	円	円	千円	円	円	千円	千円	千円	千円	
30	一般	-	30,552	2,981,776	-	97,597													
	退職	-	161	15,442	-	95,913													
	計	19,705	30,713	2,997,218	152,104	97,588	0	0	0	205,084	10,408	6,677	205,084	10,408	6,677	228,382	29,204	34,677	292,263
令和元	一般	-	29,095	2,847,130	-	97,856													
	退職	-	26	2,316	-	89,077													
	計	19,043	29,121	2,849,446	149,632	97,848	0	0	0	4,616	242	159	4,616	242	159	218,907	19,598	37,517	276,022
2	一般	-	28,176	2,744,079	-	97,391													
	退職	-	2	80	-	40,000													
	計	18,660	28,178	2,744,159	147,061	97,387	0	0	0	0	0	0	0	0	0	212,565	19,306	39,245	271,116
3	一般	-	27,392	2,699,179	-	98,539													
	退職	-	1	49	-	49,000													
	計	18,307	27,393	2,699,228	147,442	98,537	0	0	0	0	0	0	0	0	0	208,799	21,832	39,339	269,970
4 見 込	一般	-	26,191	2,726,769	-	104,111													
	退職	-	0	0	-	0													
	計	17,751	26,191	2,726,769	153,612	104,111	0	0	0	0	0	0	0	0	0	206,222	21,840	38,779	266,841
5 予 算	一般	-	26,331	2,610,416	-	99,139													
	退職	-	0	0	-	0													
	計	16,469	26,331	2,610,416	158,505	99,139	0	0	0	0	0	0	0	0	0	216,908	30,000	38,779	285,687

年間平均世帯数・被保数は、各年度3月～2月月報より算出。  
令和4年度は決算見込額、令和5年度は予算額にて作成してあります。

#### 財政調整基金の状況

年度	平成26	27	28	29	30	令和元	2	3	4（見込）
積立額	1,000,062円	1,000,254円	1,040,201円	1,075,303円	201,588,229円	98,099,556円	85,489,392円	191,458,744円	184,840,601円
取崩額	0円	0円	0円	0円	205,084,000円	4,616,000円	0円	0円	0円
年度末	1,016,392円	2,016,646円	3,056,847円	4,132,150円	636,379円	94,119,935円	179,609,327円	371,068,071円	555,908,672円

④ 年度別給付額等一覧表

単位：千円

年度	療養給付費		療 養 費		高額療養費		計	
	額	前年比 増減率	額	前年比 増減率	額	前年比 増減率	額	前年比 増減率
平成26	8,788,615	-0.91	84,484	2.95	1,017,407	0.55	9,890,506	-0.73
27	8,905,364	1.33	72,411	-14.29	1,073,385	5.50	10,051,160	1.62
28	8,183,845	-8.10	64,873	-10.41	1,045,243	-2.62	9,293,961	-7.53
29	7,984,657	-10.34	59,121	-18.35	1,046,625	-2.49	9,090,403	-9.56
30	7,657,172	-4.10	49,443	-16.37	1,028,849	-1.70	8,735,464	-3.90
令和元	7,495,807	-2.11	55,617	12.49	1,040,100	1.09	8,591,524	-1.65
2	7,284,932	-2.81	51,322	-7.72	1,051,477	1.09	8,387,731	-2.37
3	7,515,006	3.16	45,210	-11.91	1,097,389	4.37	8,657,605	3.22
4 (決算見込)	7,292,872	-2.96	47,316	4.66	1,057,653	-3.62	8,397,841	-3.00
5 (予算)	7,295,321	0.03	49,001	3.56	1,153,001	9.02	8,497,323	1.18

## ⑤国民健康保険税の税率等の改正状況

(限度額・軽減判定所得は政令改正に合わせての改正)

年度	税率											軽減判定所得		
	医療分					後期分			介護分			(低所得世帯の均等割・平等割を軽減)		
	所得割	資産割	均等割	平等割	限度額	所得割	均等割	限度額	所得割	均等割	限度額	6割軽減	4割軽減	—
2007年度 時点	7.80%	26.00%	22,000	26,000	560,000	—	—	—	1.00%	9,000	90,000	33万円以下	33万円+(24.5万円×(被保険者数-世帯主))以下	—
2008年度 (H20年度)	7.00%	24.00%	20,000	24,000	470,000	1.80%	10,000	120,000	1.10%	10,000				—
2009年度 (H21年度)											100,000			—
2010年度 (H22年度)					500,000			130,000				33万円以下	33万円+(24.5万円×(被保険者数-世帯主))以下	33万円+(35万円×被保険者数)以下
	2011年度 (H23年度)				510,000			140,000			120,000			
2012年度 (H24年度)														
2013年度 (H25年度)														
2014年度 (H26年度)								160,000			140,000		33万円+(24.5万円×被保険者数)以下	33万円+(45万円×被保険者数)以下
2015年度 (H27年度)					520,000			170,000			160,000		33万円+(26万円×被保険者数)以下	33万円+(47万円×被保険者数)以下
2016年度 (H28年度)	7.32%	16.00%			540,000			190,000					33万円+(26.5万円×被保険者数)以下	33万円+(48万円×被保険者数)以下
2017年度 (H29年度)	7.66%	8.00%											33万円+(27万円×被保険者数)以下	33万円+(49万円×被保険者数)以下
2018年度 (H30年度)	8.01%	0.00%			580,000								33万円+(27.5万円×被保険者数)以下	33万円+(50万円×被保険者数)以下
2019年度 (R1年度)					610,000								33万円+(28万円×被保険者数)以下	33万円+(51万円×被保険者数)以下
2020年度 (R2年度)					630,000						170,000		33万円+(28.5万円×被保険者数)以下	33万円+(52万円×被保険者数)以下
2021年度 (R3年度)												43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	43万円+(28.5万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	43万円+(52万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
2022年度 (R4年度)					650,000			200,000						
2023年度 (R5年度)								220,000					43万円+(29.5万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	43万円+(53.5万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下

⑥ 課税所得金額及び課税総額の推移

(千円)

年度	医療分		後期分		介護分		合計	備考
	課税所得金額	課税総額	課税所得金額	課税総額	課税所得金額	課税総額	課税総額	
2014年度 (H26年度)	38,976,193	2,978,081	38,976,193	775,139	17,679,395	237,199	3,990,419	決算時
2015年度 (H27年度)	37,830,742	2,787,642	37,830,742	723,353	17,565,563	218,178	3,729,173	
2016年度 (H28年度)	33,966,124	2,597,374	33,966,124	669,562	14,954,964	193,272	3,460,208	
2017年度 (H29年度)	31,021,210	2,344,589	31,021,210	600,532	13,015,133	166,315	3,111,436	
2018年度 (H30年度)	30,069,916	2,247,376	30,069,916	569,650	12,172,378	155,592	2,972,618	
2019年度 (R01年度)	28,775,339	2,137,684	28,775,339	537,035	11,634,220	145,793	2,820,512	
2020年度 (R02年度)	28,046,013	2,069,273	28,046,013	516,593	11,243,372	139,065	2,724,931	
2021年度 (R03年度)	28,518,476	2,036,774	28,318,476	508,759	10,930,403	135,771	2,681,304	
2022年度 (R04年度)	25,599,237	2,040,397	25,599,237	511,134	9,438,533	139,981	2,691,512	当初賦課時
2023年度 (R05年度)	23,098,118	1,907,021	23,098,118	480,475	8,592,939	133,740	2,521,236	税額試算時